

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號三第 卷五十二第

行發日一月九年二和昭

論叢

營業稅の課稅物件の地方分別難 法學博士 神戶 正雄

文化現象の凝集作用 法學士 恒藤 恭

純粹國家 法學士 作田 莊一

時論

獨逸社會民主黨の農政綱領 法學博士 河田 嗣郎

說苑

琉球の廢藩と日支兩屬關係の終末 法學博士 山本美越乃

植民及び植民地の意義 經濟學士 長田 三郎

雜錄

英領東アフリカの現状と其將來 經濟學士 田島 正雄

同盟罷業保險の現状 經濟學士 近藤 文二

八日市の起源と歸化人 經濟學士 菅野和太郎

地方財政と累進稅比例稅 法學士 沙見 三郎

法令

議院法中改正法律・震災手形處理委員會官制・公益質屋法施行規則・米及穀の輸入稅免除の件廢止

地方財政と累進税比例税

沙見 三郎

一

課税主體の何人なるかを標準として、二つの極端なる型の租税制度を考へる事が出来る。一は國家の租税のみで租税制度を組織する場合であつて、他は地方團體の租税のみで租税制度を組織する場合である。然しこの二つの型は概念上考へ得られるのみであつて、普通はこの二つの場合の中間の制度が行はれてゐる。國家の租税即ち國税と地方團體の租税即ち地方税とが相併立して一つの組織をなしてゐるのである。

國税と地方税とが相併立するとしても、國税を主とするか地方税を主とするかの問題を生じ、更に國税と地方税との相互關係を如何に結ぶべきやの點をも考究せねばならぬ。近頃我國に問題となつてゐる地租委讓論の如きも根本を茲に發してゐる。

更に獨逸の制度を見る、戦前と戦後とに大なる變化の跡を示してゐる。戦前は Bundesstaaten が主なる課税主體をなし、Bundesstaaten を中心として上に Reich 下に Gemeinden あり、上下いづれも中心に養はれてゐた形をとつたの

第二十五卷 四六〇 第三號 一六〇

である。然るに戦後一九一八年十一月九日を境として極端に中央集權の勢を増し課税主體の重心は Reich にうつり、Länder 及び Gemeinden は Reich より財源の分讓を受け Reich に寄生する状態に變つたのであつた。然し戦前と云ひ戦後と云ふも、凡ての租税を Bundesstaaten 又は Reich に吸收し盡したのではない、帝國税、州税（又は國税）及び地方税が併び存し、而も其間密接なる相互關係が存在してゐる。これ Landessteuergesetz（一九二〇年三月三十日）Finanzausgleichsgesetz（一九二三年六月二十三日以後）の規定する所である。

最近 Dr. Rudolf Stucken は Progressions- und Proportionalsteuern im Kommunalhaushalt なる研究を發表し、比例税對累進税の問題を地方財政について述べてゐる。問題は専ら獨逸の地方財政に限られてゐるが、同種の問題は我國にも起り得るのであるから、以下その大要を紹介する。

二

租税は、其税率を標準として、累進税、比例税、逆進税の三つに大別する事が出来る。而して累進税、比例税の何れをさるべきかが、租税理論の重要な問題の一つである。従来獨逸に於ては、累進税率を適用すべき租税と比例税率によるべき租税との分野が自ら明かになつてゐた、累進税の代表者は所得税にして、其他の租税の多くは比例税によつたのである。然るに世界大戰後の租税改革なるものは、累進税の領分を非常に擴張する結果となつたのである。

新しく累進税率が採用せられた重要な税目は獨逸帝國の財産税である。然し Stucken のあげる所によると、次の各州の租税も累進税主義の立法を採用してゐる様である。

- 一、アンハルトの土地價格税法（一九二三年四月四日及び一九二四年四月六日）
- 二、プロイセンの土地財産税法（一九二三年二月十四日及び一九二四年二月二十八日）
- 三、バイエルンの營業税法（一九二一年七月二十七日）
- 四、ザクセンの營業税法（一九二六年七月三十日）
- 五、バーデンの營業税法（一九二六年七月七日）

此等の累進税は租税負擔の公平とか中産階級保護とか種々の目的を有し此方面に於ても批評の餘地を存してゐるのである。然し茲では、累進税立法なるものが地方財政に如何なる影響を及ぼすかと云ふ點に問題を限り、研究を進め

る。獨逸の地方團體は大體二種の租税を有してゐる。一は地方團體の特別税であつて其税率の決定に際し、地方團體は獨立の決定權を有してゐるのである。他は國稅又は州稅として先づ標準金額を決定し、その金額に基き地方團體が附加税率を課する場合である。財政收入から云へば後者が前者より遙に重大なる意義を有してゐる。茲に地方財政と累進税比例税と云ふのは後者の意味である。換言せば、國稅又は州稅に累進税率が採用せられるか比例税率が採用せられるかにより、標準金額に變動を生じ、ひいては附加税率を通じ——地方財政の上に如何なる影響を及ぼすかを明かにしたのである。

三

比例税を改めて新しく累進税を課する時には二つの場合が考へ得られる。一は課税物件の大なる方の税率を引上げて比例税を累進税に改める方法であつて、他は課税物件の小なる方の税率を引下げる事によつて累進税率を編まんとするのである。營業税法に於て、小營業資本及び小營業收益には特に税率を低めて小營業者の負擔を軽減するが如き、後者の適例である。

課税物件の大なる方の税率を高める方法が財政收入を増加し、課税物件の小なる方の税率を軽くする方法が收入額を減ずる事は一見して明かな所である。然し必ずしも、そうは行かないのである。蓋し地方財政に於ては、かくして定められたる標準金額の外に更にこの標準金額に基き算定せらるべき附加税率を考へねばならぬからである。標準金額と附加税率との關係は次の如くである。

$$\text{地方稅收入} = \text{標準金額} \left\{ \begin{array}{l} \text{比例稅} \\ \text{又は} \\ \text{累進稅} \end{array} \right\} \times \text{附加稅率}$$

附加税率は種々の場合に變化するのである。先づ大課税物件の税率を引上げて累進税に變へた場合を考へる。此際累進税にならずして已に附加税率の最高限迄徴收してゐるのであると、累進税に變更した結果、附加税率を引下ぐべく而して地方財政の收入が減少する譯である。之に反し、比例税時代に附加税率が最高限に達せざりし際には、累進を採用するも附加税率を引下ぐる必要もなく、従つて地方財政の收入は勢ひ増加する事となるのである。以上は引上げによる累進税の場合であるが、小課税物件に對する税率を引下ぐる事によつて累進税を實現した場合も同様に考へる事が出来る。

従つて地方財政の收入を減せざる約束の下に累進税を採用せんとせば、未だ附加税率が最高限に達せざる課税物件につき之を行ふべきである。此種の累進税は如何なる影響を地方財政に與へるであらうか。富める地方團體と貧しき地方團體、大地方と小地方とによつて如何なる差異があるだらうか。

四

同じ大きさを有する、富める地方團體と貧しき地方團體とを假定する。前者は課税物件豊富なが故に、最高限度附加税率を引上げなくとも、優に義務費を支辨し更に文化福利の施設にも手を伸ばす事が出来るのである。然るに後者は課税物件が乏しきが故に、附加税率を最高限に引上げ而も漸く事務費の支辨に當ると云ふ始末である。

今この貧富の二地方團體に累進税がしかれ、累進税率により算定せられたる標準金額に基き附加税率が附課せられる事とする。この兩地方の財政状態は如何なる變化を受けるであらうか。

貧しき地方では、小課税物件のみ存するが故に、大課税物件を視ふ所の累進税率を採用しても、得る所が少いのである。即ち此等の地方に累進税率を適用する事は収入の増加を齎す所以とはならない、従つて附加税率を引下げる譯にも行かなければ、地方團體の活動を増すと云ふ

實益も生れて來ないのである。

之に反し、富める地方では大なる課税物件存し、かゝる地方に累進税率を用いると大なる財政収入を豫期する事が出来る。即ちその地方團體は或は附加税率の輕減をはかるか又はその行動範圍を擴張する方法に出る事が出来るのである。而も其程度は、引上税率の課税する課税物件の數と金額とに比例する譯である。

累進税率を採用する事によつて、貧しき地方は附加税率を引下げる事も出来なければ地方團體の活動を増す事も出来ない、然らば富める地方は或は附加税率を輕減し又は行政範圍の擴張をはかる事が出来る。そうすると、累進税の採用なるものは、富める地方と貧しき地方との財政上の差異を一層甚だしからしむるものと云はねばならぬ。

五

前項には、同じ大きさの二つの地方團體につき累進税の影響を比較したのであるが、更に大小二地方團體について研究を進める、

大地方團體は小地方團體に比し、人口一人當りの經費の大なるを常とする。蓋し大地方團體にては社會生活發達し共同欲望が進歩せるが故に、小地方團體にて閑却せられてゐる施設をも忠實に之を行ふべく、かくて大地方團體の經費なるものは相對的に大なるのである。同時に、大地方團體は租稅負擔能力にも富んでゐる、即ち大地方團體の課稅物件は、納稅者一人當り、全戸數一戸當り、全人口一人當りの何れの數字に於ても小地方團體に優つてゐる。而して大地方團體に於て經費の大なる事と租稅負擔能力の大なる事と對照して見ると、前者が後者を凌いでゐるのが常である。従つて租稅收入を以て經費を支辨して行く點に於て、大地方團體は小地方團體よりも困難を感じてゐるのである。

少し數字は古いが、一九一一年のブライセンの地方財政統計を見ると、興味ある事實があがつてゐる。地方團體の附加稅率は人口の大小に應じ次の如くに變化してゐる。

第二十五卷 四六四 第三號 一六四

- 一、人口五千以下の地方……附加稅率平均一七八%
- 二、其後人口を増す毎に……増加し
- 三、人口一萬以上の地方……附加稅率平均二〇八%
- 四、人口五萬乃至十萬の都會……附加稅率平均二〇三%
- 五、其後人口を増す毎に……減少す

即ち人口十萬の都會が境界をなしてゐるのであるが、それ以下の人口を有する地方團體について云へば、人口を増す毎に附加稅率を増すと云ふ事が出来る、換言せば大なる地方團體程その財政が苦しい事となる。

こう考へて來ると、累進税の影響は貧富二地方の場合と少し異らざるを得ない、即ち累進税を採用して大地方團體の收入を増す事は軈てその相對的財政困難を救ふ事となるのである。大地方と小地方との財政的懸隔は累進税の採用により聊か緩和せられるのである。

六

以上、専ら所得税を中心として累進税の地方財政に及ぼす影響を述べたのであつた。而して比例税を棄て、累進税を採用する事は如何なる

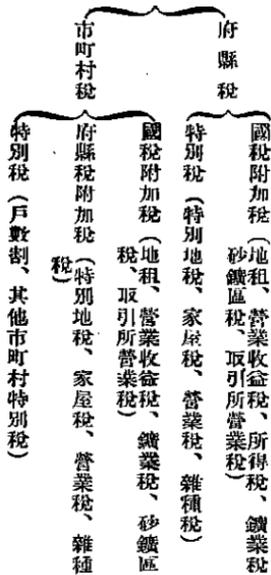
影響を及ぼすかと云ふに

一、貧しき地方と富める地方との財政状態の懸隔を大にし

二、大地方團體と小地方團體との財政状態の懸隔を小にする

と云ふ二つの結論を得る事が出来るのである。家屋税營業税其他の租税についても、問題は複雑となるが、大體同じ傾向が窺はれる様である。

地租委譲の問題は最近我國の財政に大なる波紋を書いてゐるが、これは將來の問題として、現今の我國の地方税體系は——大正十五年の税制改革の結果——次の如き表に之をまごめる事が出来る。



此表に現はれたる我國の地方税は、附加税と云はず特別税と云はず、凡んど全部が比例税である、故に我國の地方税體系は原則として比例税主義を採用してゐると云ふ事が出来る。従つて將來、此等の諸税に累進税主義が行はれるとなると、大小貧富の各種の地方團體の財政の上に大なる影響を及ぼさざるを得なくなるのである。

獨逸の Reich, Länder, Gemeinden と日本の國、府縣、市町村とは自ら性質を異にし又相互間の關係を異にしてゐる。従つて Stucken の獨逸の地方財政にて試みたる結論を其儘に我國に直輸入する譯には行かないかも知れない。然し累進税比例税と地方財政との關係は、獨逸に於けると同様に日本にとつても重要な問題である。唯彼にあつては現在の問題であり、我にあつては將來の問題である事だけが違つてゐる。